

平成27年度射水市保育料徴収基準額表 I (案)

※この案は平成27年2月現在の案であり、国や射水市の予算編成及び関係条例等の整備を経て、平成27年3月に確定することになります。

説明資料6-1

1号認定保育料(5階層・14区分)

2号認定及び3号認定保育料(8階層・18区分)

(単位:円)

階層	区分	1号認定(月額)
1	生活保護世帯 給食費助成	0
2	1 市町村民税非課税世帯 給食費助成	1,300
	2 市町村民税均等割額のみ	1,300
3	1 市町村民税所得割額24,300円以下	(-1,900) 2,000
	2 市町村民税所得割額48,600円以下	(-900) 3,000
	3 市町村民税所得割額59,000円以下	(一部 -1,300) 3,900
	4 市町村民税所得割額77,100円以下	(一部 -1,300) 5,200
4	1 市町村民税所得割額97,000円以下	(+500) 7,000
	2 市町村民税所得割額115,000円以下	(+2,500) 9,000
	3 市町村民税所得割額169,000円以下	(+4,500) 11,000
	4 市町村民税所得割額211,200円以下	(+6,500) 13,000
5	1 市町村民税所得割額301,000円以下	(+8,500) 15,000
	2 市町村民税所得割額397,000円以下	(+10,500) 17,000
	3 市町村民税所得割額397,001円以上	(+12,500) 19,000

階層	区分	2号認定(月額)		3号認定(月額)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0
2	1 市町村民税非課税世帯	(-1,000) 2,000	1,900	(-1,000) 4,000	3,900
	2 市町村民税均等割額のみ	(-1,000) 7,000	6,800	(-1,000) 9,000	8,800
3	1 市町村民税所得割額24,300円未満	(-1,000) 9,000	8,800	(-1,000) 11,000	10,800
	2 市町村民税所得割額48,600円未満	(-1,000) 10,000	9,800	(-1,000) 13,000	12,700
4	1 市町村民税所得割額59,000円未満	14,000	13,700	(-1,000) 16,000	15,700
	2 市町村民税所得割額79,000円未満	15,000	14,700	(-1,000) 17,000	16,700
	3 市町村民税所得割額97,000円未満	19,000	18,600	(-1,000) 22,000	21,600
5	1 市町村民税所得割額115,000円未満	21,000	20,600	26,000	25,500
	2 市町村民税所得割額133,000円未満	22,000	21,600	(+1,000) 29,000	28,500
	3 市町村民税所得割額151,000円未満	23,000	22,600	(+1,000) 31,000	30,400
	4 市町村民税所得割額169,000円未満	24,000	23,500	(+1,000) 33,000	32,400
6	1 市町村民税所得割額187,000円未満	26,000	25,500	(+2,000) 36,000	35,300
	2 市町村民税所得割額244,000円未満	28,000	27,500	(+2,000) 38,000	37,300
	3 市町村民税所得割額301,000円未満	28,000	27,500	(+4,000) 40,000	39,300
7	1 市町村民税所得割額334,000円未満	(-1,000) 29,000	28,500	(+4,000) 42,000	41,200
	2 市町村民税所得割額397,000円未満	(-1,000) 29,000	28,500	(+6,000) 44,000	43,200
8	市町村民税所得割額397,000円以上	(-3,000) 29,000	28,500	(+6,000) 46,000	45,200

※ 表中のカッコ内は、現行公立幼稚園保育料(減免後)及び現行保育園保育料との増減額を表示

給付単価を限度として設定

(注1) (1号認定)年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目の保育料は半額、3人目以降は無料となります。(公立幼稚園は平成27年度から適用)

(注2) (2・3号認定)同一世帯から2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園等に入所又は利用している場合、最年長の子どもから順に2人目の保育料は半額、3人目以降は無料となります。

(注3) (1・2・3号認定)第3子以降の保育料は無料となります。

(注4) (1・2・3号認定)第2階層に属している世帯のうち、ひとり親家庭等医療費受給世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯は無料となります。

公立幼稚園保育料の経過措置(案)について

※この案は平成27年2月現在の案であり、国や射水市の予算編成及び関係条例等の整備を経て、平成27年3月に確定することになります。

- ① 平成25・26年度入園児童については、卒園するまで現行保育料(6,500円)を上限とする。
- ② 平成27年度入園児童については、保育料改定(案)が未提示のため、卒園まで現行保育料(6,500円)を上限とする。
- ③ 平成28年度入園児童については、激変緩和の措置を設け、卒園まで13,000円を上限とする。(月額)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 25年度入園	6,500	卒園				
① 26年度入園	6,500	6,500	卒園			
② 27年度入園	6,500	6,500	6,500	卒園		
③ 28年度入園		13,000	13,000	13,000	卒園	
29年度入園			19,000	19,000	19,000	卒園

} 在園児

- ①及び② 平成25・26年度及び平成27年度入園児童保育料 ③ 平成28年度入園児童保育料

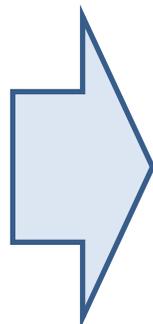
階層 区分	区分	就園第1子 (P1-(注1))	就園第2子 (P1-(注1))
		1号認定	1号認定
1	生活保護世帯	0	0
2	1 非課税世帯	1,300	650
	2 均等割額のみ	1,300	650
3	1 24,300円以下	2,000	1,000
	2 48,600円以下	3,000	1,500
	3 59,000円以下	3,900	1,950
	4 77,100円以下	5,200	2,600
4	1 97,000円以下	6,500	3,500
	2 115,000円以下	6,500	4,500
	3 169,000円以下	6,500	5,500
	4 211,200円以下	6,500	6,500
5	1 301,000円以下	6,500	6,500
	2 397,000円以下	6,500	6,500
	3 397,001円以上	6,500	6,500

階層 区分	区分	就園第1子 (P1-(注1))	就園第2子 (P1-(注1))
		1号認定	1号認定
1	生活保護世帯	0	0
2	1 非課税世帯	1,300	650
	2 均等割額のみ	1,300	650
3	1 24,300円以下	2,000	1,000
	2 48,600円以下	3,000	1,500
	3 59,000円以下	3,900	1,950
	4 77,100円以下	5,200	2,600
4	1 97,000円以下	7,000	3,500
	2 115,000円以下	9,000	4,500
	3 169,000円以下	11,000	5,500
	4 211,200円以下	13,000	6,500
5	1 301,000円以下	13,000	7,500
	2 397,000円以下	13,000	8,500
	3 397,001円以上	13,000	9,500

平成27年4月から8月までの2号・3号認定保育料(案)

平成26年度保育料徴収基準額表

階層	区分	保育料(月額)		
		3歳以上児	3歳未満児	
1	生活保護世帯	円 0	円 0	
2	前年度市町村民税非課税	3,000	5,000	
3	前年分 所得税 非課税世帯	前年度均等割額のみ	8,000	10,000
		前年度所得割額5,000円未満	10,000	12,000
		前年度所得割額5,000円以上	11,000	14,000
4	1	所得割額9,000円未満	14,000	17,000
	2	所得割額25,000円未満	15,000	18,000
	3	所得割額40,000円未満	19,000	23,000
5	1	所得割額55,000円未満	21,000	26,000
	2	所得割額70,000円未満	22,000	28,000
	3	所得割額85,000円未満	23,000	30,000
	4	所得割額103,000円未満	24,000	32,000
6	1	所得割額133,000円未満	26,000	34,000
	2	所得割額413,000円未満	28,000	36,000
7	所得割額734,000円未満	30,000	38,000	
8	所得割額734,000円以上	32,000	40,000	



※この案は平成27年2月現在の案であり、国や射水市の予算編成及び関係条例等の整備を経て、平成27年3月に確定することになります。

平成27年4月から8月までの保育料徴収基準額表Ⅱ(案)

階層	区分	保育料(月額)			
		2号認定(3歳以上児)		3号認定(3歳未満児)	
		市町村民税	標準時間	短時間	標準時間
1	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
2	非課税世帯	3,000	2,900	5,000	4,900
3	均等割額のみ	8,000	7,800	10,000	9,800
		10,000	9,800	12,000	11,700
		11,000	10,800	14,000	13,700
4	所得割額59,000円未満	14,000	13,700	17,000	16,700
		15,000	14,700	18,000	17,600
		19,000	18,600	23,000	22,600
5	所得割額115,000円未満	21,000	20,600	26,000	25,500
		22,000	21,600	28,000	27,500
		23,000	22,600	30,000	29,400
		24,000	23,500	32,000	31,400
6	所得割額187,000円未満	26,000	25,500	34,000	33,400
		28,000	27,500	36,000	35,300
7	所得割額397,000円未満	29,000	28,500	38,000	37,300
8	所得割額397,000円以上	29,000	28,500	40,000	39,300

給付単価を限度として設定

(注1) 4月から8月までの保育料は、現行の負担水準を基本とし、国基準(※)に基づき、所得税額を市町村民税所得割額に換算した保育料徴収基準額表Ⅱ(案)を適用する。

(注2) 保育料算定の切り替え時期である9月から、保育料徴収基準額表Ⅰ(案)を適用する。

【※国基準のモデル世帯】

- ・ 父、母、子ども2人世帯を想定(母はパートタイム労働にて所得税非課税程度の年収、廃止前の年少扶養控除(子ども2人)を反映)